

# 船員の最低賃金

令和4年5月8日現在

| 業種                         | 適用する船舶   | 金額（月額）   | 発効年月日           | 適用する地域                  |
|----------------------------|--|--|-----------------|-------------------------|
| 内航鋼船及び木船運航業<br>(サルベージ業を除く) | 鋼船   | 職員 250,750円<br>若年職員 234,300円<br>部員 192,150円<br>海上経歴3年未満の部員 182,850円                  | 令和4年<br>2月19日   | 全国                      |
|                            | ①平水区域の鋼船<br>②沿海区域の100G/T未満の鋼船<br>③鋼製はしけ<br>④木船 | 職員 251,200円<br>若年職員 234,750円<br>はしけ長 251,200円<br>部員 192,600円<br>海上経歴3年未満の部員 183,300円 | 令和4年<br>5月8日    | 九州運輸局管内<br>(九州及び山口県の一部) |
| 海上旅客運送業                    | ①近海区域以上の船舶<br>②沿海区域の100G/T以上の船舶                | 職員 247,350円<br>事務部職員 193,250円<br>部員 185,900円   | 令和4年<br>2月19日   | 全国                      |
|                            | ①平水区域及び限定沿海区域の船舶<br>②沿海区域の100G/T未満の船舶          | 職員 245,900円<br>部員 178,550円   | 令和4年<br>5月8日    | 九州運輸局管内<br>(九州及び山口県の一部) |
| 漁業                         | 遠洋まぐろ漁業の用に供する漁船                                | 1人歩船員 199,300円   | 平成26年<br>12月20日 | 全国                      |
|                            | 大型いか釣り漁業の用に供する漁船(200G/T以上)                     | 1人歩船員 203,300円   | 平成26年<br>12月20日 |                         |
|                            | 沖合底びき網漁業の用に供する漁船                               | 1人歩船員 187,000円   | 令和4年<br>5月8日    | 九州運輸局管内                 |
|                            | 大中型まき網漁業の用に供する漁船                               | 1人歩船員 198,000円   | 令和4年<br>5月8日    | (九州及び山口県の一部)            |

- 「若年職員」「海上経歴3年未満の部員」については、裏面をご確認ください。
- 割増手当、欠員手当、ボーナス等は、最低賃金に算入されません。(裏面参照)

船員には、上記のとおり最低賃金が適用されます。  
船舶所有者は、この最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

船員の最低賃金についてのお問い合わせは、九州運輸局海事振興部船員労政課  
(TEL 092-472-3159) 又は、最寄りの運輸支局、海事事務所へ。

九州運輸局